該嘱託に基づく登記の抹消をするときは、当該抹消の登記の登記原因及びその日付並びに登記の年月日のほか、登記の目的を記録するとともに、抹消すべき登記を抹消する記号をも記録しなければならない。

（供託後の公告の方法等）

第十五条　法第二十八条第二項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

２　法第二十八条第二項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地に係る所在事項

二　供託所の表示

三　供託番号

四　供託した金額

五　裁判所の名称、件名及び事件番号

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百七十八号

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第三十条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十一条の九　死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所 二～五　（略） ２　（略）	**第十一条の九**　死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号 二～五　（略） ２　（略）

第十一条の十　法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二～四　（略）

２　（略）

第十一条の十六　死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二・三　（略）

２　（略）

第十一条の十七　令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二　（略）

三　死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名及び生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日

２　（略）

第十一条の二十　令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二～四　（略）

２　（略）

第十一条の十　法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二～四　（略）

２　（略）

第十一条の十六　死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二・三　（略）

２　（略）

第十一条の十七　令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二　（略）

三　死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びに当該先順位者が死亡した年月日

２　（略）

第十一条の二十　令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二～四　（略）

２　（略）